平成 28 年 11 月 2 日制定

(趣旨)

第1条 この取扱いは、授業料等の免除又は徴収猶予に関する内規に基づき、標記の災害による平成28 年度授業料等の免除について定める。

(対象者)

第2条 平成28年度授業料等の免除(以下「免除」という。)の申請対象者は、平成28年熊本地震に係る災害救助法適用地域に居住し、当該災害により被災している学資負担者とする。

(申請手続)

第3条 免除を申請する学資負担者(以下「申請者」という。)は、学資を負担する学生を通じて、所 定の授業料等免除許可願及び別表第1に定める証明書等を提出する。

(免除の内容)

第4条 免除の内容は、別表第2に定めるとおりとする。

(選考及び免除者の決定)

- 第5条 免除候補者の選考は,経済支援検討会(以下「検討会」という。)において行い,申請者から 提出のあった書類を用いて選考する。
- 2 学長は、前項に定める免除候補者の選考結果を踏まえて、免除者を決定する。

(検討会)

- 第6条 検討会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 学部学生に係る検討会
 - ア 教務・学生支援を所掌する担当学長補佐
 - イ 各学部長
 - ウ 各学科長
 - エ 当該クラス担任(1人以上)
 - (2) 大学院学生に係る検討会
 - ア 教務・学生支援を所掌する担当学長補佐
 - イ 各大学院研究科長
 - ウ 当該専攻主任
- 2 検討会に座長を置き、前項各号に掲げる教務・学生支援を所掌する担当学長補佐をもって充てる。
- 3 座長は、検討会の議事結果を、学長に報告する。

(事務)

第7条 この取扱いに関する事務は、教務部学生支援・国際交流課が行う。

(附則)

この取扱いは、平成28年11月2日に制定し、同日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

罹災状況	証明書等	
災害救助法適用地域に居住し、当該災害により、学資負担者が居住する家屋が全壊、大規模半壊又は半壊し、家屋の原状回復のために多額の費用を要したことから、授業料等の支弁が極めて困難であると認められる場合	罹災証明書の写し	

別表第2 (第4条関係)

対象災害	罹災状況				
	全	壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
平成28年熊本地震	一部(半額)		一部(半額)	一部(半額)	免除しない
	免	除	免除	免除	光味しない

- ※1. 授業料等とは、授業料、実験実習費、教育充実費及び施設設備費をいう。
- ※2. 家屋の損壊状況とは、罹災証明書に記載された、罹災状況をいう。
- ※3. 半額とは、平成28年度に納付すべき授業料等の額(前期及び後期に納付すべき額を合計した額)の 半額をいう。